本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第一九四号）（総務省）

1　選挙運動用自動車の使用の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第一〇九条の四関係）

2　選挙運動用通常葉書、選挙運動用ビラ、選挙事務所の立札及び看板の類、選挙運動用自動車等に取り付ける立札及び看板の類、選挙運動用ポスター並びに個人演説会場の立札及び看板の類の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げることとした。（第一〇九条の七、第一〇九条の八、第一一〇条の二～第一一〇条の四、第一二五条の三及び第一三二条の三の二関係）

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇相殺関税に関する政令及び不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令（政令第一九五号）（財務省）

1　相殺関税及び不当廉売関税の課税の求め等にかかる団体の構成員に関する要件を緩和することとした。（相殺関税に関する政令第三条及び不当廉売関税に関する政令第五条関係）

2　この政令は、平成二八年五月一日から施行することとした。

◇水酸化カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（政令第一九六号）（財務省）

1　大韓民国及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする水酸化カリウムについて、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項に基づき、次により、暫定的な不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　暫定的な不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　水酸化カリウムを輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

政　令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十四号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十一条第七項、第百四十二条第十項、第百四十三条第十四項、第百六十四条の二第六項及び第二百七十一条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第百九条の四第二項第二号イ中「一万五千三百円」を「一万五千八百円」に改め、同号ロ中「七千三百五十円」を「七千五百六十円」に改める。

第百九条の七第二項第一号中「七円五十銭」を「七円七十一銭」に改め、同項第二号中「二十六万二千五百円と六円四十八銭」を「二十六万九千八百五十円と六円六十六銭」に改め、同条第三項中「七円五十銭」を「七円七十一銭」に改める。

第百九条の八中「七円五十銭」を「七円七十一銭」に、「七円三十銭」を「七円五十一銭」に、「二十六万二千五百円と六円四十八銭」を「二十六万九千八百五十円と六円六十六銭」に、「三十六万五千円と四円八十八銭」を「三十七万五千五百円と五円二銭」に改める。

第百十条の二第二項及び第三項中「五万三千三百八十八円」を「五万四千九百十四円」に改める。

第百十条の三中「五万三千三百八十八円」を「五万四千九百十四円」に、「五万五百四十八円」を「五万千九百九十二円」に改める。

第百十条の四第二項第一号中「三十万千八百七十五円」を「三十一万五百円」に改め、同号イ中「五百十円四十八銭」を「五百二十五円六銭」に改め、同号ロ中「二十五万五千二百四十円と二十六円七十三銭」を「二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭」に改め、同項第二号中「三十五円」を「三十六円」に改める。

第百二十五条の三中「五万三千三百八十八円」を「五万四千九百十四円」に、「三万八千六百二十一円」を「三万九千七百二十五円」に改める。

第百三十二条の三の二第十項中「三十五円」を「三十六円」に、「十九万円」を「十九万五千四百二十八円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2　この政令による改正後の公職選挙法施行令の規定は、この政令の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

総務大臣　山本　早苗

内閣総理大臣　安倍　晋三

相殺関税に関する政令及び不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年四月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百九十五号

相殺関税に関する政令及び不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七条第三十三項及び第八条第三十七項の規定に基づき、この政令を制定する。

（相殺関税に関する政令の一部改正）

第一条　相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「その団体（その直接又は間接の構成員の過半数が当該貨物の本邦の生産者である団体に限る。）（」を「当該貨物の本邦の生産者を直接若しくは間接の構成員とする団体（以下この号、」に改め、「いう。）」の下に「（団体である関係生産者等にあっては、その直接又は間接の構成員のうち二以上の者が当該貨物の本邦の生産者であるものに限る。次条において同じ。）」を、「団体の」の下に「直接若しくは間接の」を加え、同項第二号中「その」の下に「直接又は間接の」を加える。